

<茗溪社会教育研究会>

茗溪社会教育研究会 2015 年新春のつどい記録（茗溪会館にて）

「働き方」をめぐる状況変化と社会教育 —博士論文での取り組みとその後の展開から—

池谷 美衣子*

1. はじめに

茗溪社会教育研究会新春のつどいでは、東京教育大学出身の諸先輩方からご講演いただききました。2015 年の今回は、本研究室を巣立った若手の研究者から報告することになった。

新春のつどいには、2005 年入学から毎年参加してきたが、C テーブル（学生・院生テーブル）から、徐々に中堅の参加者が集まる B テーブルに配席されるようになった。今回は、A テーブルの先輩方に自分の研究をお伝えするのは無論のこと、筑波大学を離れて関わる機会の減った後輩にも博論とその後について伝えたいという思いで臨んだ。

2. 報告概要

1) 問題関心

学類時代、私は第一学群人文学類（当時）で歴史学を学んだ。教育学に本格的に出会ったのは、修士課程教育研究科教科教育専攻（学校教育コース）へ進学してからになる。手厚く構築された学校教育について学べば学ぶほど、学校教育終了後の社会、とくに働き方に疑問をもつようになった。その問題意識は、修士論文に以下のように残されている。「たとえ理想的な学校教育を生み出し、青少年に対して完璧な教育を施したとしても、彼らの未来に待つものが現在のような労働のあり方でしかないのなら、我々は彼らに対し、いったいどんな将来の希望や労働の喜びを語るができるのか（中略）。現在の勤労者の姿は、今、我々が慈しみ育もうとしている青少年の、将来の姿である。だとしたら、現在の勤労者のあり方を見て、その問題点を認識しているにも関わらず、『経済の論理の前には教育の論理は無力である』ことを理由に、勤労者に対して何の救いの手も差し伸べない教育の在り方を、私はどうしても許容できなかった¹⁾」。

その後現在に至るまでの 10 年間、現在の働き方への批判的な問題意識が私の基底にある。社会教育研究では労働者教育が一つの領域をなしてきたが、70 年代後半以降、労働組合の停滞などにより歴史研究をのぞいて停滞している。そこで博士論文では、労働組合が中心にはなっ

* 浜松学院大学（博第 32 回 平成 17 年度）

いないものの、現在の労働問題に対して展開する社会運動と、その運動の中の教育的な意義や機能を描くことで、労働に関する社会教育研究に新たな展望を拓くことを目指すこととなった。

2) 博士論文の対象・内容

現在の労働問題に対する社会運動として取り上げたのは、過労死・過労自殺に対する遺族・弁護士らを中心とする社会運動であり、その中に看取される過労死遺族の主体形成とそれを支える関係基盤の解明がテーマであった²。

労災認定請求や使用者の責任追及訴訟に象徴される過労死問題に対する社会運動は、今日、社会運動的労働運動ないし「新しい労働運動」の日本における代表的事例としてみなされている。これは、多様な関係団体を結んで展開する労働運動の形態であり、必ずしも労働組合や組合員が主導するものではない。昨今新たに顕在化した労働問題の多くは、このような運動形態を基盤にしており、過労死問題はその先駆的事例として1980年代に顕在化する。

博士論文では、過労死問題に対する社会運動と過労死遺族の変容を通じて、長時間労働の解決主体が多様化している実態を解明した。「労働問題＝労働者・労働組合の問題」というこれまでの枠組みを相対化し、「新しい労働運動」にまで射程を広げることが、労働をめぐる社会教育研究の新しい展望を拓くことを提起した。

また、社会運動内部の組織と個人の関係に着目することで、従来の労働運動とは異なる学習の様態を明らかにした。具体的には、社会運動に埋め込まれた相談活動、個別事件の過程で繰り返される「書く」「語る」という行為の教育的意味、また組織が強い規範をもたないことで多様な人を包摂するプラットフォームとなっていることなどを指摘した。

3) 残された課題とその後の研究構想

以上の成果に対し、本報告では残された課題とその後の研究構想についても言及した。まず、「労働（者）教育の担い手をどのように／どこまで一般化して構想できうるか」という課題に対して、2つの方向性を提示した。一つは、前述した「新しい労働運動」はどこまで社会的力をもちうるかの検討である。「新しい労働運動」に関する研究の対象はアメリカが中心であり、日本の文脈に即した理解と実態解明が必要となる³。もう一つは、労働法研究者らが提起する労働法教育（ワークルール教育）の動向である⁴。学校教育でキャリア教育として実施されているもののほか、管見の限り社会労務士などによる労働法教育実践団体が北海道・静岡・富山で立ち上がっている。キャリア教育のもつ現状適応的な性格や、労働者性そのものが揺らぐ中で労働法に関する知識の有効性、自己防衛のための知識習得が自己責任に転化する危うさなど、課題は多くあるものの、これまで学校教育でも社会教育でも十分に組み込まれなかった「労働者として生きるのに必要な知識の習得」に取り組む実践として注視される。

次に、「労働運動に関わらない多数派をどう位置づけるか」という課題については、共同研究

として、ワーク・ライフ・バランスをテーマにした公民館講座の企画実践に3年間取り組んできた⁵。この経験を踏まえ、今後はワーク・ライフ・バランスをテーマにした行政主催の学習講座の現状分析を広く行うことで、現役世代が直面する生活課題を対象にした教育実践の内実化に貢献していきたい⁶。

3. 報告を終えて

質疑では、勤労青年学級との課題の共通性をご指摘いただいた。労働に関する学習をどのように勤労青年学級のカリキュラムに組み込むかが議論されていたこと、内容的に社会教育関係者が講師になることが難しく講師確保が困難であったことなど、当時の具体的なお話を伺うことができた。私の研究上の弱点である歴史研究との接続について、勤労青年学級という具体的な手がかりをいただいたことは、茗溪の場ならではのご示唆だと思う。また、懇親会でも、国会答弁で長時間労働が議題にあがったことや、経済状況と労働環境などの話題へと広がり、関心をもっていただいたこと自体大変心強かった。

平成26年度から、浜松学院大学に奉職している。現在、保育士養成、幼稚園・小学校・特別支援学校の教職課程を本務とする今の私にとって、自身の原点について改めて確認できた貴重な場であり、同時に新しい世界でも臆せず弛まず進む勇氣までいただいたように思う。

¹ 吉岡美衣子（旧姓）「あとがき」『勤労者のボランティア活動を推進する取組に関する考察』筑波大学大学院修士課程教育研究科2003年度修士論文。

² 池谷美衣子『長時間労働に対する解決主体の形成に関する社会教育学的研究—社会運動を通じた過労死遺族の変容に着目して—』筑波大学大学院人間総合科学研究科、博士論文、平成25年2月、筑波大学リポジトリ (<http://hdl.handle.net/2241/00122955>)。

³ 池谷美衣子『『新しい労働運動』における担い手の形成—過労死問題に対する社会運動を手がかりに—』日本社会教育学会編『労働の場のエンパワメント（日本の社会教育第57集）』東洋館出版社、2013年、pp. 192-203。

⁴ 例として、道幸哲也「ワークルール教育の課題」『季刊労働法』244号（特集・労働法の教育と学習を考える）2014年。

⁵ 井口啓太郎他（共著）「都市型公民館における『労働』をテーマにした事業の意義と課題」『日本公民館学会年報』10号、日本公民館学会、2013年。

⁶ 科学研究費助成（若手B、研究代表者：池谷美衣子）「ワーク・ライフ・バランスに関する学習課題の構造—関連講座の現状分析から—」、平成27～30年度。